



2025年9月11日

各 位

会社名 株式会社グローバルウェイ
 代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 各務正人
 (コード番号: 3936)
 問合わせ先 取締役 CFO 兼 CISO 伊藤享弘
 TEL. 03-5441-7193

第三者割当による第17回新株予約権の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年8月26日開催の取締役会において決議いたしました、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当の方法による第17回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で本新株予約権に係る発行価額の総額（5,670,000円）の払込が完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年8月26日付で公表しております「第三者割当により発行される第17回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2025年9月11日
(2) 新株予約権の総数	27,000個
(3) 発 行 価 額	総額 5,670,000円（新株予約権1個につき210円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,700,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は122円（2025年8月26日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,700,000株です。
(5) 資金調達の額	499,770,000円（差引手取概算額: 492,670,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額: 5,670,000円 新株予約権行使による調達額: 494,100,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 183円 当初行使価額は、2025年8月26日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するも

	<p>のとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
<p>(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)</p>	<p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」といいます。)に対する第三者割当方式</p>
<p>(8) そ の 他</p>	<p>① 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>③ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。 ＜新株予約権の取得請求＞ 割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前(2027年8月10日)の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、当該時点から行使期間の満了日までの間いつでも当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額(210円)で当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。</p> <p>④ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

(注) 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額が減少する可能性があります。

以上